

上越市 IT 企業等誘致促進業務委託仕様書

1 業務の名称

上越市 IT 企業等誘致促進業務委託

2 業務の目的

若者や子育て世代等の多様な働く場の創出に向け、首都圏等に本社を置く IT 企業※¹等のサテライトオフィスを誘致するため、プロモーション活動や視察ツアー実施に向けた調整などの誘致活動のほか、市内企業や関係団体等と交流事業等を行い、本市への IT 企業等の誘致促進を図ることを目的とする。

※¹ 通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、デザイン業、広告業（インターネット広告業）、通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る）、コールセンター業等

3 業務履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

4 定義

参加希望企業：首都圏等に本社を置き上越市内に拠点を持たない企業とし、本社機能移転やサテライトオフィス開設などを検討するため本事業に参加を希望する企業。

参加企業：上記参加希望企業のうち、本市が参加を認めた企業。

参加者：参加企業の役員及び従業員。

市内企業：上越市内に本店や支店などを有する企業。

関係団体：企業団体（上越 5e 協議会、特定非営利活動法人上越地域活性化機構、上越商工会議所など）、人材関連機関等（ハローワーク上越、大学・専門学校など）

5 業務の内容

（1）事業計画の策定

- ・本委託の事業計画を本市と協議の上策定し、提出すること。

（2）IT 企業等の誘致促進に係る PR 活動の実施

- ・業務履行期間内に、本市の魅力や視察ツアー、交流イベント等の PR を行うこと。
- ・上越市 IT 企業誘致サイト（<https://joetsu-kigyoyuchi.com/>）の保守管理を行うこと。

（3）IT 企業等の誘致促進に係る視察ツアー実施に向けた調整

- ・本市が実施する視察ツアーへ参加する IT 企業等を 10 社以上紹介すること。なお、紹介企業数が 10 社を下回る場合は、企業紹介業務に係る費用を実績に応じて支払

うこととする。

- ・ IT 企業等の紹介にあたり、本市と企業との面談を調整すること。
- (4) 参加企業や市内企業・関係団体等とのネットワークを構築するための交流事業の企画・実施
 - ・ 当市のコワーキングスペース等を会場とする交流会等を実施し、新たなビジネス創出や IT 人材育成に繋がる交流会を 3 回以上、企画・実施すること。
 - ・ 交流会の開催において軽食等を用意する場合、実費相当額を参加者から徴収するものとし、参加費の徴収事務を行うこと。
- (5) 参加企業発掘に向けたプロモーションの企画・実施
 - ・ 首都圏等に本社を置く IT 企業等からサテライトオフィスの設置検討先として本市が選ばれるよう、生活環境やビジネス環境における魅力を伝えるためのプロモーションイベントを首都圏で年 1 回以上、企画・実施すること。
- (6) 参加企業等への調査、結果分析
 - ・ 受託者は、参加企業や市内企業、関係団体等に対してアンケート調査を行うとともに、当該結果を集計すること。併せて、本市から指定された期日までに、結果を踏まえた本市でのサテライトオフィス設置の可能性、課題等を明らかにすること。
- (7) 独自の取組
 - ・ その他仕様書に記載のない事業内容について、企業誘致につながる取組を実施したい場合は、本市に提案及び協議の上、実施すること。
- (8) 本市との定期ミーティング及び実施状況の報告
 - ・ 業務内容の調整や進捗状況の共有等のため、月 1 回以上の定期ミーティングを開催すること。なお、日程やミーティング方法（オンラインを含む）については、本市と都度協議の上決定すること。

6 数値目標

- ・ 本業務の実施に当たり、以下の数値目標の達成を目指すこと。
IT 企業等の誘致実績件数 1 社以上

7 経費

本業務に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

8 業務完了時等の成果品等の提出

- 受託者は令和 9 年 3 月 12 日（金）までに、次の書類及び成果品を提出すること。
- ・ 委託業務完了報告書

9 支払条件

委託料の支払いは、委託業務完了報告書を検査し、契約書に定める内容との適合を確認し、支払額を決定したうえで、受託者からの請求に基づき支払うものとする。ただし、事業の進捗状況に応じて、業務履行期間中に契約額の2分の1以下の概算払いを認めるものとする。

10 その他

- ①本業務の実施に伴い、取得した個人情報等を本業務以外で利用しないこと。
- ②本業務以外の業務（特定の商品販売や販売の斡旋等）を行う等、趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- ③本業務の実施に際し、企業等との間で発生したトラブルについては、受託者が責任をもって対処すること。
- ④本業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、本業務が完了した日の属する本市の会計年度終了後、本業務に係る一切の書類を5年間保管すること。
- ⑤本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市との協議により承諾を得たときはこの限りでない。
- ⑥本業務により新たに発生した著作権は、本市に帰属するものとし、本市は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。また、成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- ⑦本仕様書は、業務の概要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、状況に応じ本市が本委託業務遂行上必要であると判断した業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。また、本委託業務実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が必要な協議を行い、その指示に従って誠実に業務を進めるものとする。
- ⑧受託者が本業務の実施過程で得た、誘致対象となる企業や個人の連絡先、交渉の経過等の情報について、本業務完了後は本市が誘致交渉等を継続するために利用できるものとする。
- ⑨本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が必要に応じて協議するものとする。

11 参考資料

- ・上越市 市勢要覧
- ・上越市第7次総合計画
- ・サテライトオフィス誘致パンフレット
- ・上越物語（上越市観光パンフレット）